

周波数測定記録の不備について

当社がお客さまにお届けする電気の周波数については、電気事業法により日々の測定記録(周波数測定記録 ※1)を3年間保存するよう義務付けられていますが、平成20年11月に行なわれた経済産業省による「平成20年度電気事業監査※2」において、この周波数測定記録の一部に欠落があることが指摘されました。

その後、同様の事案がないか自主点検を実施したところ、他にも5件の不備が確認されたため、6件の事案全てについて、本日、経済産業省へ報告を行うとともに、指導文書を受領しました。

本事案は、周波数の記録・保存に関して、当社社員の誤認や認識不足があったこと、記録内容を確認する体制が不十分だったことなどにより発生したものです。

なお、本事案は、周波数の記録と保存に関するもので、電気の品質管理については常時監視しており、お客さまへの影響はありませんでした。しかしながら、今後、同様な不備が発生しないよう、再発防止策を徹底してまいります。

※1周波数測定記録とは

電気事業法第26条に基づき、供給する電気が標準周波数(当社の場合60ヘルツ)に維持されているかを確認するための記録。

※2電気事業監査とは

電気事業法第105条に基づき、毎年、一般電気事業者及び卸電気事業者の業務及び経理の状況が、法令等に照らして適切であるか否かについての監査。

1.周波数測定記録の不備内容

- 当社の電力系統には、「本土系統」のほか、離島である「見島系統(山口県)」および「隠岐系統(島根県)」の計3系統あります。このうち見島系統について、電気事業法施行規則(以下、「施行規則」)により3年間の記録・保存が義務付けられている周波数測定記録のうち、平成17年4月分から6月分までの3ヶ月分が欠落していました。
- この事案を踏まえ、平成17年4月分から平成21年1月分までの全ての系統の周波数測定記録について、自主点検を実施したところ、上記の他にも記録の欠落、測定機器型式などの記録漏れ等で5件の不備を確認しました。

【周波数測定記録の不備概要】

系統名	不備の内容
本土系統	(不備は認められず)
見島系統	(1)平成17年4月分から6月分までの全ての記録が欠落
	(2)平成17年7月分から10月分までの周波数測定値のうち周波数偏差 ※3記録のみが欠落
	(3)平成17年7月分から平成21年1月分の測定機器の型式・番号、測定者の記録が欠落
隠岐系統	(4)平成18年5月分の周波数測定値のうち周波数偏差記録のみが欠落
	(5)平成19年9月に暦にない日の測定値を誤記
	(6)平成17年4月分から平成21年1月分の測定機器の型式・番号、測定者の記録が欠落

※3周波数偏差とは

供給する電気の周波数と標準周波数(当社の場合60ヘルツ)との差を表すもの。

2.不備の原因

(1)見島系統において平成17年4月分から6月分までの全ての記録が欠落

- 周波数測定記録は、平成7年度まで周波数測定年報として通商産業大臣(当時)に定期報告していましたが、省令の改正に伴い、平成8年度から定期報告の対象外となりました。
- これを受け、見島系統の管理箇所が、記録の作成・保存も不要と誤認していました。また、周波数測定記録を本社へ報告する仕組みがなかったため、記録が保存されていないことを本社でも認識していませんでした。
- この誤認は、平成17年6月に実施した社内業務点検において判明しました。

(2)見島系統において平成17年7月分から10月分までの周波数測定値のうち周波数偏差記録のみが欠落

- 周波数測定記録の作成・保存に関する誤認が判明した時点(平成17年6月)で、速やかに対応を実施したものの、周波数偏差記録用機器の整備に時間を要し、整備が完了した平成17年10月まで、記録が行えなかったため欠落したものです。

(3)見島系統において平成17年7月分から平成21年1月分の測定機器の型式・番号、測定者の記録が欠落

- 各系統管理箇所では、周波数測定記録の記録様式を独自作成していました。見島系統の記録様式には、測定機器型式・番号、測定者の記載欄を設けていなかったことから、当該記録が欠落したものです。

(4)隠岐系統において平成18年5月分の周波数測定値のうち周波数偏差記録のみが欠落

- 記録の測定は行ったものの、数値の記入を失念し、確認も不十分だったことにより、記録が欠落したものです。

(5)隠岐系統において平成19年9月に暦にない日の測定値を誤記

- 記録様式に誤って不必要な日付・データを記載し、確認も不十分だったことにより、発生したものです。

(6)隠岐系統において平成17年4月分から平成21年1月分の測定機器の型式・番号、測定者の記録が欠落

- 上記(3)と同様、隠岐系統の記録様式に測定機器型式・番号、測定者の記載欄を設けていなかったことから、当該記録が欠落したものです。

3.お客さまへの影響

お客さまにお届けする電気については、標準周波数(当社の場合60ヘルツ)から一定の範囲内となるよう、常時監視するとともに、火力等発電設備の出力を調整し、その品質を管理しています。今回の事案は、電気の周波数の記録と保存に関するものであり、電気の品質管理面そのものに問題はないことから、お客さまへの影響はありませんでした。

4.再発防止策

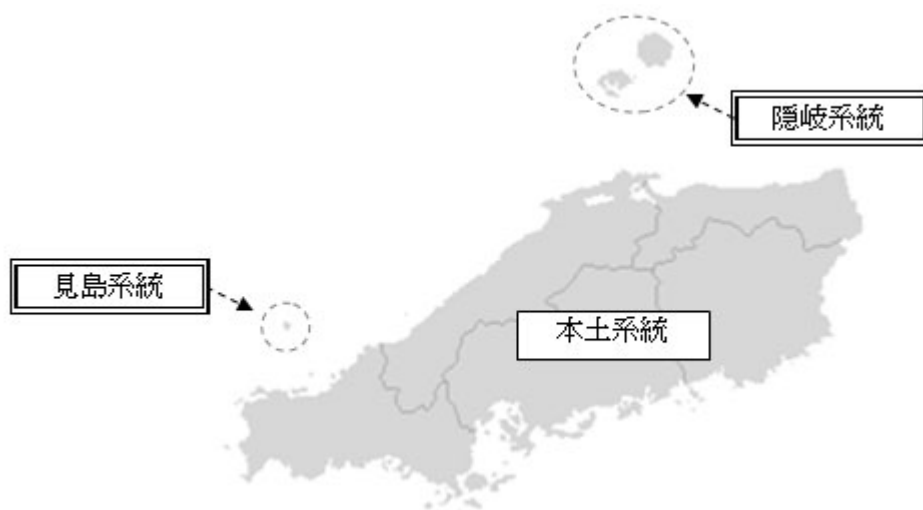
このたび判明した不備については、直ちにシステムの整備や記録様式の統一による適正化を行いました。

また、隠岐系統、見島系統の周波数測定記録を、本社でも確認する体制を整備しました。

更に、周波数の記録・保存に関する仕組みが、十分理解されていなかったと考えられることから、周波数測定記録に関する手順の明確化、関係法令と合わせた社内教育の実施により、再発防止に努めてまいります。

以上

[参考1]当社の電力系統



[参考2]施行規則で義務付けられる周波数測定記録の内容

- ・標準周波数
- ・測定周波数の日最大値及び日最小値並びに月間積算周波数偏差
- ・測定計器の型式及び番号
- ・測定者の氏名